



## 働く人を守る 労働保険

社会保険労務士 川嶋英明

な物ですが、雇用の安定という公益性につながるとして意欲的な人を応援しています。働いている人も失業中の人も利用できます。

この給付金は、受ける教育によって「一般」と「専門実践」に分かれています。支給条件は、希望する教育訓練が国の指定を受けて

いることが大原則。さらに、雇用保険の加入期間が規定を満たしていることも必要です。

一般的な技能を身につけたい」と思うことはありませんか。雇用保険には、資格取得のための教育費を一部支給する「教育訓練給付金」があります。スキルアップは個人的

### 教育訓練給付金

## 資格取得の経費補てん

### 教育訓練給付金の仕組み 条件

**一般** 雇用保険の加入期間が3年以上(当面は1年)で、教育訓練を修了した場合

雇用保険の加入期間が10年以上(同2年)で、専門的な教育訓練を修了した場合

#### 資格などを取得すれば

補助は6割、上限は1年で48万円(最長3年)にアップ(失業中の人人は教育修了から1年以内に働き始めた場合)

支給額
入学金や受講料の2割で、上限10万円
入学金や受講料の4割で、1年間で32万円(最長3年)
入学金や受講料の4割で、1年間で32万円(最長3年)

が、補助額は費用の四割、上限は一年当たり三十二万円に増えます。さらに給付金を使って資格などを取得できれば、補助割合は六割、上限は一年当たり四十八万円にアップ。失業中の場合は教育訓練の加入期間が規定を満たしていないことも必要です。

過去に転職していても、会社を辞めてから再就職するまでが一年以内なら、以前の勤め先の加入期間を通算できます。

魅力的な制度ですが、就職してほどない若い人からすると三年や十年は長いと思うかもしれません。でも実はいま、条件となる加入期間は暫定的に短縮され、一般的の場合は一年、専門実践は二年で大丈夫なんです。雇用保険財政に余裕があるためです。過去に給付金を受けた人は暫定措置の対象外ですが、意欲のある人は積極的に活用すべきです。

一般は英会話などが対象で、必要な加入期間は三年以上。給付額は経費の二割で上限十万円。専門実践は看護師や保育士といった国家資格などが対象です。必要な加入期間が十年以上と厳しいです